

愛莊町特定空家等除却補助金(案) について

令和6年12月24日

愛莊町

建設・下水道課

空家解体補助金(前回会議の振り返り)

○前回の会議で、解体補助金案について対象者、補助上限額、その他として国庫補助金等を説明いたしました。また、検討課題として、補助金について加算措置や、補助対象者の条件、特定空家等解体後にかかる更地の固定資産税軽減措置について協議しました。

協議内容

(1)相続登記加算金30万円について

特定空家等解体後更地の管理責任および、固定資産税の納稅義務者を明確化する相続登記を促進するためですが、令和6年4月に相続登記が義務化されたことについて協議しました。

(2)補助対象者の所得制限等を設けるか

解体費の捻出が困難で金融機関で解体費を借入された方がおられること、補助金については本当に必要とされる方のために、補助対象を住民税非課税世帯に絞ることについて協議しました。

(3)解体後更地にかかる固定資産税の一部減免

特定空家等解体後に上昇する土地の固定資産税について、上昇分を一定期間減免を適用することについて協議しました。



協議内容等を踏まえ、次スライドの内容どおり見直しました

前回会議の空家解体補助金を見直し

- (仮称) 愛荘町管理不全空家等除却補助金 → 管理不全空家は対象としないので誤解を招かないよう名称変更します

目的：近隣住民に与える環境問題や危険の解消を最優先とし、空家等の周辺の環境改善と安心安全の向上を目的に、管理不全な空家の除去を支援する。また、登記を加算措置化することで空家解体後の土地にかかる維持管理責任者や固定資産税納税義務者を明確化するもの。

対象物件	特定空家 ※県下でも認定にかかる不確定要素が多いため、管理不全空家は補助金対象としません
対象者	空家等の所有者、管理者、相続人。 ※登記で所有権の一部を有する場合は他の所有者の同意を得た者 物件購入者（自治会が駐車場や、季節に応じ雪よせ場としての活用、跡地販売を目的とする業者等）
補助率	事業費に対して2分の1を想定。
補助上限額	50万円
その他	国から町に対し5分の2、滋賀県から5分の1の補助金制度があります。 (登記加算措置無しの場合、50万円を交付すれば国から20万円、県から10万円の補助金が入り、町の負担は20万円となります。)
検討課題	1.相続登記加算金30万円について 更地の管理責任者を明確にするためだが、R6.4相続登記が義務化 →義務化された事に対する補助となるため、見直しの結果削除します 2.補助対象者の所得制限を設けるか。解体費捻出に困る住民税非課税世帯に絞るか →だれもが利用できる補助金として所得制限は設けない方向で削除します 3.解体後更地の固定資産税一部減免について →税負担の公平・公正を保つため減免は実施しない方向で削除します

空家解体補助金 (見直し後確定案) こちらで補助金の内容を固めたいと思います

■ 愛荘町特定空家等除却補助金

目的：近隣住民に与える環境問題や危険の解消を最優先とし、空家等の周辺の環境改善と安心安全の向上を目的に、管理不全な空家の除去を支援する。また、義務化された相続登記の完了を条件として空家解体後の土地にかかる維持管理責任者や固定資産税納税義務者を明確化するもの。

対象物件	特定空家等
対象者	空家等の所有者、管理者、相続人 ※登記で所有権の一部を有する場合は他の所有者の同意を得た者 自治会
補助率	事業費に対して2分の1
補助上限額	50万円
条件等	<ul style="list-style-type: none">・税金や使用料の未納が無いこと。・空家の解体だけでなく、附属屋や門扉、樹木等も除去し更地にすること。・愛荘町内の解体業者にて解体工事を実施すること。・相続登記を完了すること。※義務化されているため。相続内容は登記識別情報等で確認
その他	国から町に対し5分の2、滋賀県から5分の1の補助金制度があります。 (50万円を交付すれば国から20万円、県から10万円の補助金が入り、町の負担は20万円となります。)